森林経営管理制度に係る事務の手引について

平成 30 年 12 月 21 日　30 林整計第 714 号

最終改正
〔令和８年 11 月 17 日　８林整森第 128 号〕

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）により、市町村がその区域内に存する森林について経営管理の確保を図る森林経営管理制度が新たに設けられ、経営管理が行われていない森林について経営管理の確保を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は意欲と能力のある林業経営者に委ねる等の措置を講ずることとされたところである。

本制度の運用については、「森林経営管理法の運用について」（平成 30 年 12 月 21 日付け 30 林整計第 713 号林野庁長官通知）によるほか、森林経営管理制度に係る事務の手引を別紙のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。